

I 主旨

有害鳥獣による農林水産物被害は、生息環境の変化、過疎化、高齢化の進展による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの崩壊に伴う農村環境の変化等により、近年その被害の発生が問題となっており、特に、中山間地域の農林水産業の振興を図る上で、鳥獣害対策を推進することが極めて重要となっている。

さらに、自然環境の保全や、野生鳥獣の保護に対する国民の関心が高まる一方で、農作物の被害が深刻化していることから、野生鳥獣との共存関係の確立が重要な課題となっている。

本方針は、これらの現状を踏まえ、担い手育成や耕作放棄地の解消など地域の農林水産業の維持・発展を図っていくことが抜本的な鳥獣害対策であるとの認識のうえ、鳥獣害防止対策の推進方策を定め、その具体的であり、かつ効果的・効率的な対策推進に資するものとする。

II 鳥獣害防止対策の推進方策

1. 基本方策

農林水産業の振興を図るための阻害要因となっている有害鳥獣の被害については、有害鳥獣を引き寄せないような地域の環境改善を基本として、自立して被害対策に取り組む人材の育成、地域の実情や要望に応じた侵入防止対策など被害の防除や個体数調整、また、野生鳥獣との共存関係の確立に向けた生息環境管理等を鳥獣保護との調整を図りながら総合的に推進する。

(1) 人材育成

自主的に被害対策に取り組む地域指導者を育成するとともに狩猟者の確保・育成を行う。

(2) 生息環境管理

生息環境に配慮した森林整備や里地里山の環境整備及び保全活動の推進など、有害鳥獣の出没を防止し、共生できる手法の研究や普及に努め、野生鳥獣との共存関係を確立する。

(3) 被害の防除

耕作放棄地などが有害鳥獣の餌場や隠れ家とならないように、有害鳥獣にとって身近で魅力のない地域づくりを行う。

また、防護柵や防護ネット等鳥獣害防止施設の整備を促進するとともに、低コストで効果的な被害軽減技術の開発や知識の普及を図る。

(4) 個体数管理

的確な生息状況の把握と保護管理計画（個体数調整）などに基づく迅速な捕獲・駆除を推進する。

(5) 連携体制の充実

行政機関や試験研究機関、関係団体、農林水産従事者などが対策意識の共有並びに対策協議や連絡調整を円滑に行うための連携体制の整備と強化を行う。

2. 具体的推進方策

(1) 被害防止対策の普及啓発

被害防止対策の実施にあたっては、有害鳥獣の生態や研究開発成果を含む被害防止技術、他地域における先進的な取り組み事例、活用できる助成措置等の認識を深め、被害程度に応じた適切な対策を実施することが重要である。

そのため、地域の農林水産従事者などを対象とした研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配付を行い、普及啓発活動を積極的に展開する。

(2) 総合的な対策の実施

① 人材の育成

地域条件に応じた被害防止対策を的確に行うためには、被害防止対策や鳥獣の生態、保護管理など狩猟を含め、全般的に専門的な知識と技術を有する技術指導者の育成が必要である。特に、地域において持続的で実効のある被害防止対策を行うためには、地域住民自らの取り組みが必要不可欠であるため、地域の中でそれを先導するリーダーの育成に努める。

なお、狩猟者の減少や高齢化に伴い、狩猟並びにわな猟免許の取得推進を図り、有害鳥獣駆除員の確保育成に努める。

② 野生鳥獣の生息環境の整備

森林の整備にあたっては、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、人工林の保育・間伐等の施業を推進するとともに、複層林や針広混交林、広葉樹林の整備及び保全を行う。

また、鳥獣の隠れ場所となる竹林等の整備を行う。

③ 被害の防除

被害防止対策の効果を高めるためには、ほ場や集落を有害鳥獣の餌場としないことや農地及び周辺の不要な作物や雑草の除去を行うこと等について地域住民への意識付けを行い、地域全体として、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを図る。

特に、有害鳥獣侵入防止対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であることから、低コストで効果的な防護柵や防護ネットなどの技術開発を行うとともに地域実証に基づく施設整備を行う。

また、有害鳥獣の追い上げ、追い払いなどの対策を積極的に推進する。

④ 個体数管理

鳥獣保護管理計画などに基づき、有害鳥獣の生息、移動状況等の情報収集・交換に努めるとともに、市町村連携による共同駆除の実施など広域かつ効率的な捕獲と駆除を推進する。

(4) 実態把握

被害防止対策の推進にあたっては、地域における有害鳥獣の発生実態を把握することが重要であるため、目撃情報の収集やGPS・GISを活用して鳥獣の行動範囲・移動経路を把握することが必要である。

また、被害地域に対して被害対策の実施や餌となる農作物等について集落チェックシートにより調査を実施し集落診断を行うことは、今後の被害対策を考える上で必要不可欠である。

(5) 特定鳥獣保護管理計画

特に被害の著しい野生鳥獣については、生息状況等の必要な調査を行い、科学的知見を踏まえたうえで個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策等の目標及び方法を定める特定鳥獣保護管理計画を策定し、実施することにより、科学的・計画的な保護管理を進めるものとする。

(6) 推進体制

本県における鳥獣害防止対策の推進にあたっては、奈良県鳥獣害対策本部並びに地域本部、市町村協議会等が共に連携を図り、地域の意見・要望を把握しつつ、鳥獣害防止対策を実施するとともに、近接県との連携も図り、総合的な対策を推進するものとする。

(7) 捕獲鳥獣の地域資源としての有効活用

被害防止対策は、野生鳥獣との共生を前提にしつつ持続的に実施することが必要であることから、イノシシ等捕獲した有害鳥獣を地域資源として捉えて、安全性の確保にも配慮しつつ、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげていく取り組みを推進する。